

令和元年度 社会福祉法人経営管理研修 ～管理会計の必要性（損益分析・業績管理） 開催要項

1 目的

国の経済諮問会議において社会福祉法人の統合等が検討され、20年度末までに一法人の事業所数を増加させることなどが工程表に盛り込んであります。このため、自法人の事業が中長期にわたり安定的・継続的に運営するには、現在の事業運営の状況を把握することが重要となります。

こうした安定的・継続的に運営するには、事業運営に必要な管理、すなわち計数管理による経営基盤の強化が重要になります。この計数管理の数値を算定するための会計として、「**管理会計**」があります。

この**管理会計**は、法人の意思決定や業績管理を行うために使用される管理方法で、法人において計画された数値を活用し、いかに事業運営を行うか判断することが目的です。

今年度の予算書からみて、管理会計の基本である、損益分岐点・経営安全（危険）比率及び資金余裕（限度）比率はどのようになっているのか確認する必要があります。必要となる数値が、把握してあれば法人の事業運営状況が適切に把握でき、年度中途での計画の修正・見直し等が直ちに対策をとることが出来ます。この管理会計の特徴は、会計基準・通達・資金調達弾力運用・仕訳等の知識は必要ありません。

本研修は、管理会計の必要性を学ぶとともに、法人に必要な数値を算定する手順・計画に対する進捗状況の判断等を行うことを目的として開催します。

2 主催

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）・島根県社会福祉法人経営者協議会

3 日程・定員・開催場所等

会場	日程	開催場所	定員
松江	令和元年8月29日(木)	いきいきプラザ島根 403 研修室	80名

4 対象者

- ◎評議員・理事・監事等。（財務管理担当の方）
- ◎社会福祉法人に勤務する会計実務担当者及び管理職員

5 内容・講師

時間	内容	講師
9:30-9:55	受付	—
9:55-10:00	開会	—
10:00-16:00 (昼食休憩1時間)	●社会福祉法人会計基準における管理会計の必要性について 〔主な項目〕 管理会計とは 社会福祉法人・キャッシュフローとは 管理会計の留意点 損益分岐点と変動損益計算書の重要性 損益分岐点との内容 変動損益計算書の内容 変動損益計算書の主な算式 分析結果による諸対策 損益分岐点・変動損益計算書の作表	島根県社会福祉協議会 法人支援部・経営指導員 原 誠道

6 申込方法および受講決定等

- ① **令和元年 7月31日(水)までに**受講希望者を法人本部で取りまとめの上、別紙申込書により下記宛にご送付ください(FAX可)。また、会計処理についての質問事項等も併せてご記入ください。
- ② 受講を決定した場合、月中旬までに記載された送付先に決定通知を送付いたします。
- ③ 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。記載されている期限までに所定の方法により受講料をお振込みください。(振込手数料はご負担ください)
島根県社会福祉協議会又は島根県社会福祉法人経営者協議会
会 員：5,000円/人 非会員：8,000円/人
- ④ 決定後の受講取り消しはご遠慮ください。やむを得ず受講取り消しされる場合は、所定の期日までにご連絡いただいた場合に限り受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる振込手数料は事業所負担となりますので、あらかじめご了承ください。

7 その他

- ① 演習で使用しますので、**電卓と定規(20cm位)をご持参ください。**
- ② 本研修の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- ③ 昼食は500円(弁当のみ・税込)で斡旋します。受付時に業者が弁当券を販売します。
- ④ 研修会場は室温調整が十分に出来ませんので、衣服等で調整できるようにご準備ください。
- ⑤ 駐車場に限りがありますので、出来る限り公共交通機関をご利用ください。
- ⑥ 本研修会の開催要項は、島根県福祉人材センターのホームページにも掲載しています。
- ⑦ 地震・台風等やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合は、受講申込書に記載されたファックス番号あてにお知らせするとともに、本センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。
- ⑧ インフルエンザなど受講者の健康状態によっては、参加をご辞退頂く場合があります事をあらかじめご了承ください。

8 申込・問合せ先

島根県社会福祉協議会(島根県福祉人材センター) 担当/落合・永瀬

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2階

(TEL) 0852-32-5975 (FAX) 0852-32-5956 (HP) <http://www.shimane-fjc.com/>

《会場へのアクセス》

★松江会場★

いきいきプラザ島根(松江市東津田町 1741-3)

○JR 松江駅バス停より南循環線外回りにて、約25分「県合同庁舎前」下車。

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。